

# 令和7年度 甲州市新規就農者向け 支援制度一覽

甲州市役所 農林振興課

市

# 甲州市就農定着総合支援制度

## ■事業概要

地域内の経験豊富な農業者等が指導者となり地域ぐるみで人材育成を進める新しい就農支援システム等を構築することにより甲州市への新規就農を総合的に支援し、受入農業者（アグリマスター等）が実施する就農定着研修を受講する研修生に対して、円滑に研修を受講するために要する研修受講準備費用等について補助金を交付します。

## ■支援内容

- 研修日数 年/180日以上（月/10日以上）
- 研修期間 原則2年間（最大3年）
- 補助金額 日/5,000円（上限240日 最大120万円）

## ■交付要件

- 申請時の年齢が60歳未満であること。
- 国、県が実施する同様の事業による補助金等の交付を受けていないこと。
- 本市に住所を有し、市内に農地を所有する者から、その者の所有する農地の一部又は全部について将来の貸借又は売買の候補者となることが確認できる者で、その農地の面積の合計が30a以上となる者。



# 甲州市地域おこし協力隊 〈アグリトレーニー制度〉

## ■事業概要

地域おこし協力隊の隊員として活動し、産地力の向上、農家負担軽減、耕作放棄地の解消に取り組み、退任後に独立営農による生活安定と地域への定着を図ります。

## ■支援内容

- 隊員報酬 224,000円/月（額源泉徴収あり）  
※市が隊員口座に直接振り込み
- 活動経費 166,000円/月（家賃補助4万円/月含む）  
※必要と認められた経費を支援機関に支払い
- 活動内容 ①支援機関の指示に基づく農作業従事  
（当該作業を研修とし農業技術・知識を習得）  
②市の要請による活動  
（SNS等による情報発信、就農・移住相談会参加等）
- 活動日数 委嘱期間：3年間 原則として20日/月  
（8時間/日 季節・天候により変動あり）

## ■支援機関：(株)めぐりフルーツ

- 出資団体 フルーツ山梨農業協同組合
- 設立目的 地域農業の振興としての、農畜産物（加工品含む）の生産、製造、販売及びその作業受託並びにコンサルタント事業、その他関連業務
- 業務内容 果樹栽培出荷、農作業受託、加工品製造販売
- 支援内容 果樹の栽培・出荷を中心とした支援機関の業務を通じて、隊員が退任後に独立営農するための知識・技術の習得及び地域農業者との交流を支援します。

国

# 甲州市地域おこし協力隊推進事業

## ■事業概要

甲州市地域おこし協力隊推進事業の効果向上を目的とし、支援機関が実施する隊員の育成事業に体験参加し、移住後の生活と甲州市地域おこし協力隊としての活動の具体的なイメージを確立するため、下記の事業を実施します。

◎甲州市おためし地域おこし協力隊事業（以下「おためし事業」という。）

◎甲州市地域おこし協力隊インターン事業（以下「インターン事業」という。）

## ■支援内容

●活動報酬 おためし事業 : 支給なし

インターン事業 :  $(\text{活動時間}) \times 1,500\text{円}$  (上限 12,000円/日)

※住居及び活動用車両の借上費、活動旅費等移動に要する経費、作業道具及び消耗品等の活動に要する一切の経費を含むものとします。

●参加期間 おためし事業 : 2泊3日 (上限 1回/年)

インターン事業 : 2週間以上3か月以内 (上限 1回/年)

●活動時間 6時間以上8時間以内/日

※インターン事業の場合 20日以上25日以内/月

県

# 親元就農促進支援事業

## ■事業概要

三親等以内の親族が経営する農業経営体に就農した農家子弟が将来的な経営継承や規模拡大に取り組むことに対して補助します。

## ■支援内容

1人あたり50万円または100万円

右記要件(10)を5%以上増加させる場合・・・50万円

10%以上増加させる場合・・・100万円

## ■交付要件

●農業経営主及び交付対象者が次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。

- (1) 農業経営主が認定農業者であること。
- (2) 農業経営主が地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実と見込まれる又は人・農地プランに中心経営体として位置付けられている者であること。
- (3) 交付対象者が経営を継承し認定農業者になることが確実と認められる者であること。(既に認定されている場合を含む。)

●農業経営主の要件

農業経営主世帯において農業に従事する者一人当たりの前年の農業所得が400万円以下であること。

●交付対象者の要件

- (1) 就農時の年齢が50歳未満の者であること。
- (2) 農業経営主の三親等以内の親族であること。
- (3) 事業計画(家族経営における経営発展計画、将来の経営継承計画を記載する)を作成し、市町村長の認定を受けていること。
- (4) 事業計画の承認申請時において、前年の本人及び配偶者の合計の所得が600万円以下であること。
- (5) 事業計画の申請時において、農業経営主と家族経営協定を締結していること。
- (6) 事業計画の申請時において、農業経営主が経営する農業経営体に就農した日から1年を超えていないこと。
- (7) 新規就農者育成総合対策事業のうち、就農準備資金及び経営開始資金の交付対象とならないこと。
- (8) 国、県、市町村等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。
- (9) 年間の農業従事日数が225日以上かつ1,800時間以上であること。
- (10) 交付後5年以内に現状の農業経営より所得、売上、付加価値額または経営面積のいずれかを5%以上増加させること。(付加価値額=収入総額-費用総額+人件費)



# 新規就農者育成総合対策事業 〈経営開始資金〉

## ■事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付します。

## ■支援内容

12.5万円/月（150万円/年）×最長3年間 ※前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

## ■交付要件

- 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満。
- 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
  - (1) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
  - (2) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
  - (3) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - (4) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - (5) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- 次に掲げる要件に適合している認定新規就農者であること。

- (1) 農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。
- (2) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。

- 令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。

※その他条件あり

国

# 新規就農者育成総合対策事業 〈経営発展支援資金〉

## ■事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

## ■支援内容

### ●支援額

補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

### ●補助率

県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2, 県1/4, 本人1/4）

## ■交付要件

### ●経営開始資金の交付要件

●機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。

県

# やまなし新規就農アシスト事業

## ■事業概要

親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟が規模拡大する際、又は新規参入者が就農する際に必要な**農業用機械・施設等をリース方式で導入**し、市町村がリース事業者へ当該農業用機械等の取得費用の一部を補助します。

## ■支援内容

### ●事業対象機械

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組主体が自ら使用するものであること。
- (2) 運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホーなど、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。

### ●補助率

リース事業者が支払う当該事業対象機械等の取得価格の**3/9以内**

## ■交付要件

### ●農家子弟の場合

- (1) 三親等以内の親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟。
- (2) 就農時の年齢が**55歳未満**である者。
- (3) 補助金交付申請時に、**青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定**を市町村長等から受けている者。
- (4) 農地中間管理機構を活用し、事業導入年を含む5年間のうちに露地30a以上又は施設10a以上規模拡大を目指す者。

### ●新規参入者の場合

- (1) 独立自営就農し、**就農5年目以内**の者。
- (2) 就農時の年齢が**55歳未満**である者。
- (3) 補助金交付申請時に、**青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定**を市町村長から受けている者。



市

# 甲州市農福連携推進農業者支援事業

## ■事業概要

農業者と福祉事業所の連携を促進し農業者の労働力を確保するとともに、障がい者や雇用契約に基づく就労が困難な者等の就労機会の確保を図るための農福連携に意欲的に取り組む農業者に対し、補助金を交付します。

## ■支援内容

●補助対象経費 農業者※1が委託者となり福祉事業所と農作業受委託契約を締結して行われる農作業※2に係る経費

※1 農業を営む個人、団体及び法人で、甲州市内に住所又は事務所を有する者

※2 農業者のほ場又は福祉事業所内等で行われる作業及び袋詰め等の出荷調整作業

●補助率 補助対象経費の1/2以内（上限 10万円）

## ■交付要件

(1)市が行う農福連携推進にかかる事業に協力する意思のある者

(2)委託する福祉事業所（山梨県内に所在する就労継続支援B型事業所）との間に資本及び人的な関係がない者

(3)市税の滞納がない者

市

# 甲州市有害鳥獣被害防止電気柵及び ネット網等資機材購入費補助金

## ■事業概要

有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵、ネット網等の有害鳥獣被害防止に係る資機材を購入し、市内の農地に設置しようとする農業者等に対し、補助金を交付します。

## ■支援内容

補助対象経費の1/2以内 個人上限5万円 団体上限50万円（1,000円未満の端数は切り捨て）

## ■交付要件

- (1) 市内に住所を有し、農業協同組合の長又は支所長に農業従事者であることの証明を受けることができる者で、市税の滞納がない者
- (2) ほ場等が連担している地域の区、ほ場等管理組合農業者織する団体
- (3) その他市長が交付対象者として適当と認めたもの

県

# 新規狩猟者確保対策事業

## ■事業概要

狩猟免許を新規に取得した者又は銃砲の所持の許可を新規に取得した者に対して取得経費の一部を助成します。

## ■支援内容

### ●補助対象経費

山梨県が実施する狩猟免許試験に係る狩猟免許申請手数料（甲州市が助成）

狩猟免許試験予備講習会受講料

銃砲所持許可に係る射撃教習受講料

### ●補助率 全額

## ■交付要件

(1)新たに狩猟免許又は銃砲所持許可を取得した者

(2)市内の住所を有し、過去3年間市税の滞納がない者

(3)猟友会（塩山、神金、松里、勝沼、大和支部のいずれか）に加入し、市内で有害鳥獣捕獲等に従事できる者

市

# 甲州市農地流動化奨励補助金

## ■事業概要

認定農業者等の生産規模拡大及び農用地の利用集積並びに遊休農地の解消及び発生防止を図るため、農用地に係る貸借権の設定等を行った者に対し、甲州市農地流動化奨励補助金を交付します。

## ■奨励補助金内容

※10アール当たりの額

貸借によるもの 貸付期間	貸付をする者	借りる者
5年以上10年未満	2,500円	7,500円
10年以上	5,000円	10,000円

所有権移転によるもの	譲り渡す者	譲り受ける者
	6,500円	12,500円

## ■交付対象者の要件

甲州市内に住所を有し、農地法等により農業委員会の決定を受け、次の要件に該当する者。家族間での貸借、所有権移転は対象外です。

### 【農用地の貸付をする者・譲り渡す者】

- 甲州市内の農用地を「認定農業者」「担い手農業者」に賃貸借・使用貸借又は所有権移転を行った者。自らが「認定農業者」「担い手農業者」は除く。

### 【農用地を借りる者・譲り受ける者】

- 上記【農用地の貸付をする者・譲り渡す者】から農用地を借り受け、又は譲り受けた「認定農業者」「担い手農業者」  
※「担い手農業者」とは、農業経営面積が申請農用地も含めて50アール（大和地域は30アール）以上であり、農業従事日数が年間150日以上である者。
- 農業経営面積が、申請農用地も含めて50アール（大和地域は30アール）以上である農地所有適格法人。

## ■対象農用地の要件

1アール以上の農振農用地で引き続き農地として利用するものであること。

# 認定農業者制度 認定新規就農者制度

## ■ 制度概要

農業経営基盤強化促進法に基づき、甲州市が効率的・安定的な農業経営の目標等を示した「甲州市 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標を目指して、今後5年間の「農業経営改善計画（青年等就農計画）」を作成し、甲州市から認定された経営体（個人または法人）が認定農業者（認定新規就農者）となります。認定農業者でなければ受けられない支援制度をはじめ、各種支援が受けられます。

## ■ 認定対象

＜認定農業者＞

- 50a以上の農地を所有か、貸借する。
- 5年後の年間農業所得500万円を目指す計画を作成。

＜認定新規就農者＞

- 市内において新たに就農しようとする者。
- 市内において就農をしてから5年を経過していない者（農業経営を開始して、5年未満）。
- 30a以上の農地を所有か、貸借する。
- 5年後の年間農業所得250万円を目指す計画を作成。

## ■ 主な支援措置

- 農林漁業セーフティネット資金（認定農業者・認定新規就農者）
- 青年等就農資金（認定新規就農者）
- 経営体育成強化資金（認定新規就農者）
- スーパーL資金（認定農業者）

※その他支援制度等、詳しくは金融機関等にご相談ください。